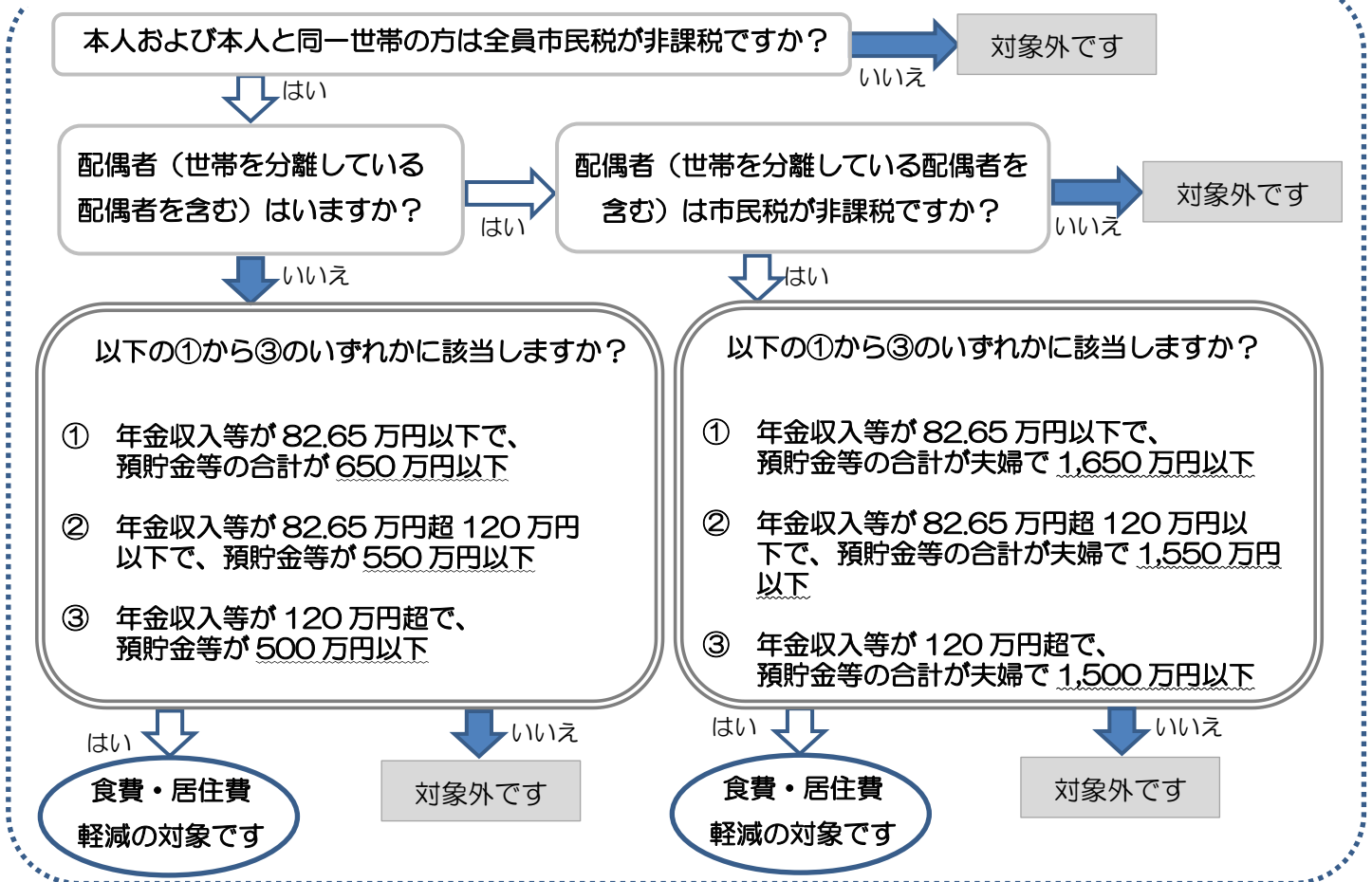


食費・居住費の負担軽減制度について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用したときは、サービス費用の1割～3割に加えて、食費、居住費（ショートステイの場合は滞在費）、日常生活費を、ご本人が負担することが原則ですが、低所得の方については、食費、居住費（滞在費）の負担軽減を行っています。



食費・居住費の負担軽減対象者の判定方法



◎預貯金等に含まれるもの（ご本人・配偶者の書類の提出が必要です）

預貯金等に含まれるもの	確認書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ※表紙（ゆうちょ銀行の場合は口座番号が分かるページ）・直近2か月間の写し（記帳済のもの） インターネットバンクの場合、直近2か月間の明細と口座残高の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し ※直近2か月以内の写し（ウェブサイトの写し也可）
金・銀（積立購入含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し ※直近2か月以内の写し（ウェブサイトの写し也可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し ※直近2か月以内の写し（ウェブサイトの写し也可）
タンス預金（現金）	自己申告

※負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書などで確認）

◎申請の際の持ち物

※生命保険、自動車、腕時計、宝石、絵画、骨董品、家財などは預貯金等に含まれません。

本人及び配偶者の通帳など上記確認書類、本人及び配偶者の認め印、本人及び配偶者のマイナンバー通知カード、本人の介護保険被保険者証、申請に来られる方の身分証明書（運転免許証など官公署から発行された写真付きの書類、または医療保険証と年金手帳など官公署から発行された2つ以上の書類）

◎やむを得ず本人または家族が来庁できない場合はご相談ください。

◎利用者負担段階と負担限度額（R8.8～）

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）					
		居住費（滞在費）				食費	
		多床室	従来型 個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	・食費・居住費軽減の対象者で、 老齢福祉年金を受給している方または生活保護を受給している方のうち、 預貯金等の合計額が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下の方	0 円	550 円 (380 円)	550 円	880 円	300 円	300 円
第2段階	・食費・居住費軽減の対象者で、 前年の課税年金収入額※ ¹ ＋非課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額※ ² が年間 82.65 万円以下の方のうち、 <u>預貯金等の合計額が単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円以下の方</u>	430 円	550 円 (480 円)	550 円	880 円	390 円	600 円
第3段階	① 食費・居住費軽減の対象者で、前年の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が年間 82.65 万円超 120 万円以下の方のうち、 <u>預貯金等の合計額が単身 550 万円、夫婦で 1,550 万円以下の方</u>	430 円	1,370 円 (880 円)	1,370 円	1,370 円	680 円	1,030 円
	② 食費・居住費軽減の対象者で、前年の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋公的年金以外の合計所得金額が年間 120 万円以上の方のうち、 <u>預貯金等の合計額が単身 500 万円、夫婦で 1,500 万円以下の方</u>	430 円 530 円※ ³ (530 円)	1,470 円 (980 円)	1,470 円	1,470 円	1,420 円	1,360 円
第4段階	食費・居住費軽減の <u>対象外</u> の方	437 円 697 円※ ³ (915 円)	1,728 円 (1,231 円)	1,728 円	2,066 円	1,545 円	1,545 円

※1 「課税年金収入額」とは、税法上、課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入額です。

※2 「合計所得金額」とは、収入から必要経費などを控除した額です（扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額です）。また、土地・建物の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を適用します。

※3 室料を徴収する場合の金額です。（老健・医療院）

・非課税年金に含まれるもの⇒国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

※上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

 不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍）の納付を求めることがあります。